

令和5年5月8日

保護者 様

さいたま市立田島小学校
校長 山口 美保

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和5年5月1日付さいたま市教育委員会通知「5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」を踏まえ、5月8日以降、下記の対応になります。

記

1 出席停止について

- ・感染が判明した場合は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準として出席停止となります。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。
- ・合理的な理由（同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる場合などの事情があつて、他に手段がない場合など）で、感染不安で休ませたいと相談のあつた者等については、引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。
- ・令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われなないこと等を踏まえ、「同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童等」、「学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があつた児童等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者」であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

2 その他

- ・学校教育活動においては、児童及び教職員に対してマスクの着用を求めないことが基本となります。
- ・ワクチン接種やマスクの着脱等を原因とした人権侵害や差別、いじめが生じないよう引き続き指導をしていきます。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、児童及び教職員とも無理をせずに、自宅で休養するよう、御協力ください。